

平成22年1月25日

練馬区 経理用地課

区内工事事業者の皆様へ

区内事業者優先発注基準の継続適用に関するお知らせ

本区の工事につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成21年3月より適用しております下記の区内事業者優先発注基準を、平成22年度におきましても継続することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 区内工事事業者への発注基準額

原則として予定価格1億5千万円（建築工事については3億円）未満の工事に区外工事事業者の参加なし。（一部の業種を除く）

2 建築工事の発注基準額

建築工事については、上記1にかかわらず、平成22年度に限り、区内事業者優先発注基準額を5億円までとする。

問合せ先

練馬区 経理用地課契約係

電話 03-5984-2832（ダイヤルイン）